

# 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

平成 30 年 4 月

島根県農林水産部漁港漁場整備課

# 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書

## 目 次

<b>第1章 総 則</b>	
<b>1 節 総則</b>	
1-1	適 用 ..... 1
1-2	用語の定義 ..... 1
1-3	受発注者の義務 ..... 1
1-4	業務の着手 ..... 1
1-5	調査地点の確認 ..... 1
1-6	設計図書の支給及び点検 ..... 1
1-7	監督職員 ..... 1
1-8	管理技術者 ..... 1
1-9	主任技術者 ..... 1
1-10	照査技術者及び照査の実施 ..... 2
1-11	担当技術者 ..... 2
1-12	提出書類 ..... 2
1-13	打合せ等 ..... 2
1-14	業務計画書 ..... 2
1-15	基準面 ..... 2
1-16	資料等の貸与及び返却 ..... 2
1-17	関係官公庁への手続き等 ..... 2
1-18	地元関係者との交渉等 ..... 2
1-19	土地への立ち入り等 ..... 2
1-20	成果物の提出 ..... 2
1-21	関係法令及び条例の遵守 ..... 2
1-22	検 査 ..... 3
1-23	修 補 ..... 3
1-24	損 害 ..... 3
1-25	条件変更等 ..... 3
1-26	契約変更 ..... 3
1-27	履行期間の変更 ..... 3
1-28	一時中止 ..... 3
1-29	発注者の賠償責任 ..... 4
1-30	受注者の賠償責任 ..... 4
1-31	部分使用 ..... 4
1-32	再委託 ..... 4
1-33	成果物の使用等 ..... 4
1-34	守秘義務 ..... 4
1-35	個人情報の取扱い ..... 4
1-36	業務管理 ..... 4
1-37	安全等の確保 ..... 4
1-38	臨機の措置 ..... 5
1-39	履行報告 ..... 5
1-40	屋外で作業を行う時期及び時間の変更 ..... 5
1-41	環境保全 ..... 5
1-42	委員会等の設置 ..... 6
1-43	工業所有権の取扱い ..... 6
1-44	電子計算機の使用 ..... 6
1-45	行政情報流出防止対策の強化 ..... 6

1-46	暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置	6
1-47	保険加入の義務	6
1-48	新技術の活用について	6

## 第2章 測 量

1 節 深淺測量	7
2 節 水路測量	
2-2-1 適用の範囲	7
2-2-2 測量準備	7
2-2-3 基準点測量	7
2-2-4 簡易検潮等	7
2-2-5 水深測量	7
2-2-6 関連調査	10
2-2-7 成 果	10
2-2-8 照 査	11
3 節 汀線測量	11
4 節 地形測量	11

## 第3章 環境調査

1 節 流況調査	12
2 節 水質調査	12
3 節 底質調査	12
4 節 騒音調査	12
5 節 振動調査	12
6 節 悪臭調査	12

## 第4章 環境生物調査

1 節 プランクトン調査	13
2 節 卵・稚仔調査	13
3 節 底生生物調査	13
4 節 付着生物調査	13
5 節 藻場調査	13
6 節 魚介類調査	13

## 第 5 章 氣象・海象調査

1 節 氣象調査	14
2 節 波浪調査	14
3 節 潮位調査	14

## 第 6 章 磁気探査

1 節 磁気探査	15
----------	----

## 第 7 章 潜水探査

1 節 潜水探査	16
----------	----

## 第 8 章 土質調査

1 節 土質調査	17
2 節 音波探査	17

## 第 9 章 設 計

1 節 基本設計	18
2 節 細部設計	18
3 節 実施設計	18

「調査業務写真管理基準」

「付属資料」

# 第1章 総則

## 第1節 総則

### 1-1 適用

1. 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は漁港及び漁港海岸に係る、土質調査、環境調査などの自然条件調査及び測量並びに計画・設計に関する業務（以下「調査設計業務」という。）を対象として、その調査設計業務の契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容の統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

### 1-2 用語の定義

用語の定義は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1102条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第102条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第102条」によるものとする。

### 1-3 受発注者の義務

受発注者の義務は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1103条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1103条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第103条」によるものとする。

### 1-4 業務の着手

業務の着手は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1104条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1104条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第104条」によるものとする。

### 1-5 調査地点の確認

調査地点の確認は、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第105条」によるものとする。

### 1-6 設計図書の支給及び点検

設計図書の支給及び点検は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1105条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1107条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第106条」によるものとする。

### 1-7 監督職員

監督職員は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1106条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1108条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第107条」によるものとする。

### 1-8 管理技術者

管理技術者は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1107条」によるものとする。

### 1-9 主任技術者

主任技術者は、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1109条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第108条」によるものとする。

#### **1-10 照査技術者及び照査の実施**

照査技術者及び照査の実施は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1108条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第109条」によるものとする。

#### **1-11 担当技術者**

担当技術者は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1109条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1110条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第110条」によるものとする。

#### **1-12 提出書類**

提出書類は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1110条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1111条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第111条」によるものとする。

#### **1-13 打合せ等**

打合せ等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1111条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1112条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第112条」によるものとする。

#### **1-14 業務計画書**

業務計画書は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1112条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1113条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第113条」によるものとする。

#### **1-15 基準面**

調査設計業務に用いる基準面は、特記仕様書の定めによるものとする。

#### **1-16 資料等の貸与及び返却**

資料等の貸与及び返却は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1113条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1114条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第114条」によるものとする。

#### **1-17 関係官公庁への手続き等**

関係官公庁への手続き等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1114条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1115条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第115条」によるものとする。

#### **1-18 地元関係者との交渉等**

地元関係者との交渉等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1115条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1116条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第116条」によるものとする。

#### **1-19 土地への立ち入り等**

土地への立ち入り等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1116条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1117条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第117条」によるものとする。

#### **1-20 成果物の提出**

成果物の提出は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1117条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1118条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第118条」によるものとする。

#### **1-21 関係法令及び条例の遵守**

関係法令及び条例の遵守は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1118条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1119条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第119条」によるものとする。

## 1-22 検査

検査は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1119条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1120条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第120条」によるものとする。

## 1-23 修補

修補は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1120条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1121条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第121条」によるものとする。

## 1-24 損害

1. 受注者は、契約書第26条、第27条及び第28条に規定する損害が発生した場合、直ちに損害の詳細な状況を把握し、遅滞なく損害発生通知書により発注者に通知するものとする。
2. 契約書第28条に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。  
なお、起因となった事象の観測データの使用は、公共機関、若しくは公益法人の気象記録等に基づくものを使用するものとする。
  - (1) 波浪、高潮の場合  
波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合
  - (2) 強風の場合  
最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あった場合
  - (3) 降雨の場合  
次のいずれかに該当する場合とする。
    - ①24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上
    - ②1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上
    - ③連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上
  - (4) 河川沿いの施設は、河川の警戒水位以上又はそれに準ずる出水により発生した場合
  - (5) 地震、津波、豪雪、竜巻の場合  
周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたり他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合
3. 契約書第28条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の義務を怠ったことに基づくもの」とは、契約書第25条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が受注者の責めによるものをいう。

## 1-25 条件変更等

条件変更等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1121条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1122条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第122条」によるものとする。

## 1-26 契約変更

契約変更は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1122条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1123条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第123条」によるものとする。

## 1-27 履行期間の変更

履行期間の変更は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1123条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1124条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第124条」によるものとする。

## 1-28 一時中止

一時中止は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1124条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1125条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第125条」によるものとする。



### 1-29 発注者の賠償責任

発注者の賠償責任は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1125条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1126条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第126条」によるものとする。

### 1-30 受注者の賠償責任

受注者の賠償責任は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1126条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1127条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第127条」によるものとする。

### 1-31 部分使用

部分使用は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1127条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1128条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第128条」によるものとする。

### 1-32 再委託

再委託は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1128条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1129条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第129条」によるものとする。

### 1-33 成果物の使用等

成果物の使用等は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1129条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1130条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第130条」によるものとする。

### 1-34 守秘義務

守秘義務は、「島根県設計業務仕様書 第1編共通編第1章総則第1130条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1131条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第131条」によるものとする。

### 1-35 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いは、「島根県設計業務仕様書 第1編共通編第1章総則第1131条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1132条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第132条」によるものとする。

### 1-36 業務管理

1. 受注者は、設計図書に適合するように十分な業務管理を行い、調査設計業務を実施するものとする。
2. 受注者は、当該業務の現場と隣接又は区域を同じくする他の調査設計業務又は工事と、常に相互協調して業務を行うものとする。
3. 受注者は、「調査業務写真管理基準」の定めにより調査設計業務の実施状況を適切に記録するものとする。
4. 受注者は、調査設計業務に関連して独自に試験研究を行う場合、監督職員に具体的な試験研究項目、内容並びに成果の発表方法について事前に承諾を得るものとする。
5. 受注者は、潜水業務を伴う場合、適切に潜水作業従事者を配置するものとする。
6. 受注者は、調査設計業務が完了した場合、調査設計業務のために設置した施設、機器等をすみやかに撤去するものとする。

### 1-37 安全等の確保

安全等の確保は、「島根県設計業務仕様書 第1編共通編第1章総則第1132条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1133条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第133条」によるほか、次によるものとする。

1. 受注者は、常に作業の安全に留意して事故及び災害の防止に努めるものとする。
2. 受注者は、調査設計業務における作業の安全確保のため次の事項を行うものとする。
  - (1) 気象・海象状況等に関して、常時注意を払うものとする。

- (2) 作業時に危険を予知した場合は、直ちに作業を中止し、使用人等を安全な場所に避難させるものとする。
- (3) 異常箇所点検、原因の調査等を行う場合は、二次災害防止のための応急措置を行った後、注意して行うものとする。
3. 受注者は、事故及び災害が発生した場合は、応急措置を講じるとともに、直ちに監督職員及び関係官公庁に通知するほか、遅滞なく別に定める「事故災害発生報告書」を監督職員に提出するものとする。
4. 受注者は、海上又は海中に調査用機器等を設置する場合、事故防止のため浮標灯等を特記仕様書の定めにより設けるものとする。
5. 受注者は、次の場合、航行船舶に十分注意し、見張り等を強化するなど事故防止に努めるものとする。
  - (1) 調査用作業船等が船舶の輻輳している区域を航行する場合
  - (2) 作業区域への船舶の進入が予想される場合
 なお、特記仕様書に作業時間帯の定めのある場合は、それに従うものとする。
6. 受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたす恐れのある物体を海中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除くものとする。
 なお、直ちにに取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
7. 受注者は、作業船舶・機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じるものとする。
 なお、故障により二次災害を招く恐れがある場合は、直ちに応急の措置を講じるとともに、監督職員及び関係官公庁に通知するものとする。
8. 受注者は、作業中に機雷、爆弾等の爆発物を発見又は拾得した場合、監督職員及び関係官公庁へ直ちに通知し、指示を受けるものとする。
9. 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に、火気の使用を禁止する旨の表示を行う等適切な措置を講じるものとする。
10. 受注者は、残存爆発物があると予測される区域で調査設計業務を行う場合、その業務に従事する作業船及びその乗組員並びに機械等及びその作業員について特記仕様書の定めるところにより、水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保するものとする。

### 1-38 臨機の措置

臨機の措置は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1133条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1134条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第134条」によるものとする。

### 1-39 履行報告

履行報告は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1134条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1135条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第135条」によるものとする。

### 1-40 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

屋外で作業を行う時期及び時間の変更は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1135条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1136条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第136条」によるものとする。

### 1-41 環境保全

1. 受注者は、環境保全のため、関係法令及び条例を遵守し、業務の遂行により発生する恐れのある騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の防止対策を業務計画及び調査設計業務の実施段階の各々で検討・実施するものとする。
2. 受注者は、業務遂行中に環境が阻害される恐れが生じ又は発生した場合、直ちに応急措置を講じ、監督職員に通知するものとする。
 また、受注者は、必要な環境保全対策を立て監督職員の承諾を得て、又は監督職員の指示に基づいて環境の保全に努めるものとする。
3. 受注者は、業務に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき適切な措置を講じるものとする。

4. 受注者は、海中に調査用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。  
また、調査の残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理するものとする。

#### **1-42 委員会等の設置**

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、委員会、検討会等を設置するものとする。  
なお、委員会等の構成、開催場所、回数、その他必要な事項は、特記仕様書の定めによるものとする。また、受注者は、委員会、検討会等に監督職員を出席させるものとする。
2. 受注者は、管理技術者を委員会等に出席させ、特記仕様書の定めにより必要な事務を行うものとする。
3. 委員会の審議の結果、条件変更の必要が生じた場合には、**1-25 契約変更**の規程によるものとする。

#### **1-43 工業所有権の取扱い**

1. 受注者は、著作権、特許権等を使用する場合、特記仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を得るものとする。
2. 受注者は、業務上、特許権等の工業所有権の対象となる発明又は考案をした場合、発注者に書面をもって通知するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。
3. この場合、権利を取得するための手続き、権利の帰属等に関する事項については、発注者、受注者で協議して決定するものとする。

#### **1-44 電子計算機の使用**

1. 受注者は、調査設計業務に電子計算機を用いる場合、パソコン程度の簡易計算機を用いる場合、又は汎用プログラムを使用する場合を除き、事前に使用機種、プログラム名及び計算手法を監督職員に通知するものとする。
2. 受注者は、特記仕様書に電子計算機及びプログラムの定めのある場合、それに従うものとする。

#### **1-45 行政情報流出防止対策の強化**

行政情報流出防止対策の強化は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1136条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1137条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第137条」によるものとする。

#### **1-46 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置**

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1137条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1138条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第138条」によるものとする。

#### **1-47 保険加入の義務**

保険加入の義務は、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1138条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第139条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第139条」によるものとする。

#### **1-48 新技術の活用について**

新技術の活用については、「島根県設計業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1139条」、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第140条」、「島根県地質・土質調査業務共通仕様書 第1章総則第140条」によるものとする。

# 第2章 測量

## 1節 深淺測量

深淺測量は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節」によるものとする。

## 2節 水路測量

### 2-2-1 適用の範囲

本節は、海洋情報部と漁港管理者等が共同で実施する水路測量及びこれに準ずる測量に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 2-2-2 測量準備

測量準備は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-2」を適用する。

### 2-2-3 基準点測量

1. 基準点測量は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-3」を適用するものとする。
2. 最低水面及び平均水面は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5、2」を適用するものとする。

### 2-2-4 簡易検潮等

簡易潮位等は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-4」を適用する。

### 2-2-5 水深測量

1. 検潮  
検潮は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5、1」を適用する。
2. 受注者は、図面及び特記仕様書に定める区域の水深測量を行わなければならない。
3. 海上測位は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-5、3、(2)」を適用する。
4. 測 深  
(1)測深機器  
受注者は、音響測深機（単素子、多素子、スワス音響測深機を含む。）及びレーザー測深機、測鉛等により測深を行うものとし、使用する音響測深機は、「表2-1 音響測深機の性能（水深100m未満）」に示す性能以上のものとする。

表 2-1 音響測深機の性能 (水深 100m未満)

項 目	性 能
シングルビーム音響測深機 (多素子音響測深機を含む)	
仮定音速度	1500m/ s
発振周波数	90~230kHz (水深 31m未満) 90~230kHz (水深 31m~100m未満)
送受波器の指向角	半減半角 8° 以下 斜測半減半角 3° 以下
紙送り速度	20mm/min 以上
最小目盛	0.2m以下
スワス音響測深機 (マルチビーム)	
仮定音速度	1500m/ s
発振周波数	70~455kHz (水深 31m未満) 26~455kHz (水深 31m~100m未満)
レンジ分解能	5cm 以下
測深ビーム方式	クロスファンビーム
測深ビーム幅	1.5 度以下×1.5 度以下
スワス音響測深機 (インターフェロメトリ)	
発振周波数	100~500kHz
レンジ分解能	5cm 以下
仮定音速度	1500m/ s
受信素子数	4 個以上

※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式 (インターフェロメトリ) 音響測深機 (受信素子数が 4 個以上のものに限る。) で船体に固定して使用するものをいう。

(2) 測深及び水深改正

測深及び水深改正は、次に示す事項のほか、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 1 章測量業務第 1 節 1-1-5.3、(3)、②」を適用する。

①受注者は、直下測深値を採用しなければならない。

ただし、斜測深の斜角度が 5° 以内の場合は、斜測深の測深値を採用することができるものとする。

②受注者は、音波のカバーする範囲を拡大するため斜測深を使用することができるものとする。その場合、送受波器の斜角度は 20° を超えてはならない。

③受注者は、法面勾配確認を行う場合、法肩又は法尻法線に直角に測定するものとする。

④受注者は、斜測深の記録上、掘下げ水深より浅い箇所のある傾向を認めた場合は、直下測深により再度測深しなければならない。

(3) 作業条件は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務第 1 章測量業務第 1 節 1-1-5.3、(3)、③」を適用するものとする。

(4) 音響測深の異常記録

受注者は、音響測深記録上で付近の海底より突起しているもの又は、濃度が異なるもの (以下これらを「異常記録」という。) がある場合、次の措置を講じなければならない。

①異常記録が浮遊物、機械的雑音又は、海底突起物であるかを確認するため、再度測深するものとする。

②異常記録が海底突起物の場合は、最浅部の水深と位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

③海底から突起していないが、濃度が異なる場合は、その位置を測定し、レッドにより硬軟を判別するものとする。

④次の各号に該当する場合は、再測、判別等の処理を省略できるものとする。

イ) 比高が 0.5m 以下のもの。

ロ) 局所的な凹部に存在し、その水深が周囲の海底より深いもの。

5. 測深線間隔及び未測深幅

(1) 受注者は、水域の区分毎に「表 2-2 未測深幅」に示す未測深幅を満足するように測深線間隔をとらなければならない。

表 2-2 未測深幅

水域の区分		使用機器	未測深幅の上限	
			底質が砂又は泥質の場合	底質が岩盤質の場合
特 級		多素子音響測深機又はスワス音響測深機	0m	
一 a 級		単素子音響測深機	2m	左記の 1/2
		多素子音響測深機 (素子数が 2 つのものに限る。)	3m	
		その他の機器	6m	
一 b 級	航路、泊地及びその付近	単素子音響測深機	8m	
		多素子音響測深機 (素子数が 2 つのものに限る。)	12m	
		その他の機器	25m	
	その他の水域	全ての機器	50m又は水深の 3 倍のうち大きい値	

「航路、泊地及びその付近」とは次の水域をいう

水路測量における測定又は調査の方法に関する告示(平成 14 年 4 月 1 日海上保安庁告示第 102 号)

①別表第一「水域区分 特級」の「水域 一号から四号」のいずれかに該当する水域。

②係留施設(岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場、シーバース)の前面及びその付近。

「その他の機器」は、多素子音響測深機(2 素子以外)、スワス音響測深機又はレーザー測深機(一 b 級に限る。)

(2) 受注者は、構造物、障害物等の撤去跡の測量の場合、撤去されたことを確認できる測深線間隔を設定しなければならない。

(3) 受注者は、係船岸前面を測量する場合、防舷材前面から 30m又は着岸最大船舶の船幅の 1.5 倍のうち広い範囲まで行うものとし、未測深幅を防舷材前面から 1m以内となるように測深しなければならない。

(4) 受注者は、測深結果から判断して監督職員が最浅部の確認が必要と認めた場合、さらに密な測深をしなければならない。

(5) 受注者は、測量船の蛇行のため未測深幅が「表 2-2 未測深幅」の規定量を超えた場合、再度測量しなければならない。

6. 測量結果の整理及び解析

受注者は、特記仕様書の定めにより測量結果を次に示す項目で整理及び解析を行うものとする。なお、これによらない場合は測量に先立って監督職員の承諾を得なければならない。

(1) 航跡図の整理

受注者は、10cm 間隔の格子点、水深測量に必要な基準点、海上測位点及び測深線を記入した航跡図を作成しなければならない。

①海上測位点は、「・」又は「⊙」で示し、実線で結ぶものとする。

②海上測位点の記入誤差は、0.5mm 以内とする。

③航跡図の縮尺は、測深図と同一とする。

(2) 水深測定資料の整理

①受注者は、図面及び特記仕様書に定める水深線を音響測深記録紙上に引き、浅所又は深所の有無を確認しなければならない。

なお、浅所が確認された場合は、監督職員に通知しなければならない。

②受注者は、浅い水深を優先に記録の読みとりを行わなければならない。なお、読みとり間隔は、航跡図上 10mm ごととする。

③受注者は、掘り下げ境界の海底地形を明確に把握できるよう掘り下げ区域の周辺の水深を密に読みとらなければならない。

(3) 地形解析

受注者は、測深図に基づき等深線を描画し、底質判別資料と対比して地形解析を行わなければならない。

(4) 測深図

①受注者は、特記仕様書に定める縮尺の図面を作成しなければならない。

②受注者は、原則、メルカトル図法により作図しなければならない。

③受注者は、測深海域周辺の基準点を記入し、経緯度値及び平面直角座標系座標値を図面四隅の格子点に記入しなければならない。

(5) デジタル測量成果

受注者は、水路測量等で得られた水深、海岸線、等深線等の情報を位置及びその他の属性として構成されたデータファイルであるデジタル測量成果を作成しなければならない。

①水深については、経緯度水深ファイルとする。

②水深以外の地物については、国際水路機関が定める地理空間情報の基準に準拠した地物ファイルとする。

## 2-2-6 関連調査

水路測量に際して、水路業務関連法令により必要となる付属調査を実施する。水路測量に伴う調査については、現場条件により決定する。（底質判別、浮泥層調査、岸線測量等）

## 2-2-7 成果

1. 受注者は、特記仕様書に定めのある場合、成果物の種類、体裁、提出部数及びその他必要事項は、その定めによらなければならない。

2. 受注者は、成果物として次に掲げる内容を記載した報告書及び図面を作成し、資料とともに監督職員に提出しなければならない。

(1) 報告書

- ・ 件名
- ・ 測量場所
- ・ 測量期間
- ・ 測量区域図
- ・ 測量機器
- ・ 測定方法
- ・ 地形解析結果（岸線測量を実施した場合）
- ・ 測量結果と考察

(2) 図 面

- ・ 測深図

(3) 測量成果

- ・ デジタル測量成果
- ・ 経緯度表※1
- ・ 水路測量標等記事※1
- ・ 検潮所基準測定成果（基本水準標の設置、高さの改定をした場合）※4
- ・ 基準面決定簿
- ・ メタ情報記録

(4) 測量資料

- ・測定図（航跡図、原点図※1、岸測図※2、測深図※3、水深原稿図、拡大水深原稿図等）
  - ・測定帳簿（測角簿※3、測距簿※3、測深簿、測深誘導簿、検潮簿、原点計算簿※1、岸測簿※2等）
  - ・測定記録（音響測深記録、検潮記録、電波又はG N S S測位記録等）
- ※1 基準点測量を実施した場合。  
 ※2 岸線測量を実施した場合。  
 ※3 G N S Sを使用する場合は不要。  
 ※4 検潮器を設置した場合。

#### **2-2-8 照 査**

照査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第1節1-1-7」を適用する。

### **3 節 汀線測量**

汀線測量は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第1章測量業務第2節」によるものとする。

### **4 節 地形測量**

地形測量は、「島根県測量業務共通仕様書 第1編共通編第1章総則第1105条及び第1106条」によるものとする。



## 第3章 環境調査

### 1 節 流況調査

流況調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第2章環境調査業務第1節」によるものとする。

### 2 節 水質調査

水質調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第2章環境調査業務第2節」によるものとする。

### 3 節 底質調査

底質調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第2章環境調査業務第3節」によるものとする。

### 4 節 騒音調査

騒音調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第2章環境調査業務第4節」によるものとする。

### 5 節 振動調査

振動調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第2章環境調査業務第5節」によるものとする。

### 6 節 悪臭調査

悪臭調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第2章環境調査業務第6節」によるものとする。

## 第4章 環境生物調査

### 1節 プランクトン調査

プランクトン調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第1節」によるものとする。

### 2節 卵・稚仔調査

卵・稚仔調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第2節」によるものとする。

### 3節 底生生物調査

底生生物調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第3節」によるものとする。

### 4節 付着生物調査

付着生物調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第4節」によるものとする。

### 5節 藻場調査

藻場調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第5節」によるものとする。

### 6節 魚介類調査

魚介類調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務第3章環境生物調査業務第6節」によるものとする。

# 第5章 気象・海象調査

## 1節 気象調査

気象調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第4章気象・海象調査業務第1節」によるものとする。

## 2節 波浪調査

波浪調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第4章気象・海象調査業務第2節」によるものとする。

## 3節 潮位調査

潮位調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第4章気象・海象調査業務第3節」によるものとする。

# 第 6 章 磁気探査

## 1 節 磁気探査

磁気探査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第 2 編測量・調査等業務 第 5 章磁気探査業務第 1 節」によるものとする。

# 第7章 潜水探査

## 1 節 潜水探査

潜水探査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第2編測量・調査等業務 第6章潜水探査業務第1節」によるものとする。

# 第8章 土質調査

## 1 節 土質調査

土質調査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第3編土質調査業務第1章土質調査業務第1節」によるものとする。

## 2 節 音波探査

音波探査は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第3編土質調査業務第1章土質調査業務第2節」によるものとする。

# 第9章 設 計

## 1 節 基本設計

基本設計は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章 設計業務第1節」によるものとする。

## 2 節 細部設計

細部設計は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章 設計業務第2節」によるものとする。

## 3 節 実施設計

実施設計は、「水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 第4編設計等業務第1章 設計業務第3節」によるものとする。